

# 平成30年4月9日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年4月9日(月)  
午後15時27分～16時50分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 8件  
議案第3号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請  
について 1件  
議案第4号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 業務報告・予定  
3) 平成30年度農業委員会予算  
4) 平成29年度年間業務報告  
5) 平成29年度月別許可申請件数  
6) その他

## 出席委員 20名

1番 高田 法定	11番 荒木 貞道
2番 宇川 傳治	12番 日光 善治
3番 中島 一朗	13番 三輪 和雄
4番 古村 正夫	14番 大谷 文男
5番 山崎 和英	15番 西尾 信秋
6番 田悟 敏子	16番 島倉 博
7番 中村 重樹	17番 水上 俊秀
8番 和田 俊信	18番 杉森 清弘
9番 青島 由弘	19番 吉江 秀一
10番 高藤 孝一	20番 前田 真一郎

平成30年4月9日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆様には大変お忙しい所、お集まりいただきましてありがとうございます。特に2、3日前からは大変寒くなって、体調管理もままならない状態でございます。</p> <p>本日は農業委員会の新年度の第1回となる総会であります。皆さんの慎重審議のほどを、よろしくお願い致します。</p> <p>毎年のことですが、4月1日の人事異動により、この度、事務局の体制が変わりました。上田事務局員、福永事務局員に代わり、高橋事務局員、沼田事務局員が就任されました。今後とも、よろしくお願い致します。それでは、最初にご挨拶をお願いいたします。</p>
	<p>—高橋事務局員・沼田事務局員 あいさつ—</p>
会長	<p>よろしくお願い致します。</p>
事務局次長	<p>本日、高木事務局長のお父様が亡くなられてまして、急きょ欠席しております。よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会4月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は20名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名委員を指名いたします。18番の杉森委員さん、19番の吉江委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第1号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計8件</p> <p>○議案第3号 「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」 計1件</p> <p>○議案第4号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明してい</p>

	<p>ただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は面積が999㎡で、農家住宅及び農作業場への転用を行おうとするものです。位置図については、1ページから5ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号1番について、○番の○○地区・○○委員より調査報告をお願いします。</p>
○○委員	<p>○○地区の○○です。座って報告させていただきます。申請者は○○さんです。移転理由は県道の○○線と○○線の拡張工事による用地買収で、家の土地の半分以上が潰れるということで、位置図の1ページの赤い所に移転したいということです。申請理由として、自治会内で移動したいということと、3世代同居ということで、ぜひここにさせてほしいということでした。雨水排水ですが、雨水は自然勾配により県道の用悪水路へ放流するということです。生活排水の方も合併浄化槽を使用し、浄化してから用排水路へ放流するということです。現在の土地に家を建てることにより、水の取り入れ口が潰れてしまうので、5ページに描かれているように新たに用排水路を造り、家の後の方に水の取り入れ口を造りたいということでした。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
○○委員	<p>位置図の5ページを見ますと、道路に引いてある赤線が用水ですか。</p>
○○委員	<p>田んぼの横に用水を流すようで、取り入れ口までは、川の水が流れてきて、その下にもう1本排水が通るそうです。</p>
○○委員	<p>この用水は土改のものではなく、県のものでしょうか。</p>

〇〇委員	そこまではわかりません。
〇〇委員	道の排水を設けて、暗渠というか蓋でもかけるのですか。
〇〇委員	蓋をかけます。
〇〇委員	そこは市の公共の下水はまだ来ていない所ですか。
〇〇委員	はい。そこはまだです。
事務局次長	位置図の5ページを見ていただきますと、道路を拡張するのではなく、〇〇番地に住宅を持っていくということで、宅地を横に移動するという事です。土木で道路敷地の中に水路を新設するという計画です。〇〇さんの農地の面積が変わるということではなく、水口も左側から取っておられる所を繋げられるということです。
会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第1号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第1号について「承認」といたします。続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。なお、議案第2号については8件ございますので、ひとつひとつ、審議させていただきますと思いますので、よろしくお願ひします。
事務局	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明します。議案書2ページをご覧ください。 <p>受付番号1番は、面積が8,580㎡で、統合こども園敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、6ページから24ページをご覧ください。</p> <p>以上の申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	では、受付番号1番について、〇番の〇〇地区、〇〇委員より調

	<p>査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>皆さま、ご苦労様でございます。譲受人が小矢部市、譲渡人は〇〇さんで、面積が 5,729 m<sup>2</sup>です。もう 1 人の譲渡人は〇〇さんで、面積が 2,851 m<sup>2</sup>です。統合こども園を造るということで、市のこども課の〇〇さんと〇〇さんに調査を依頼して、聞き取りをしました。現地も確認して参りました。〇〇さんと〇〇さんは一昨年末から田んぼは耕作していません。ボーリング調査とか、地質調査も済んでおります。位置図の 7 ページをご覧ください。隣の田んぼは〇〇番、〇〇さんです。〇〇さんと耕作者の〇〇さんの承諾書も出ています。また〇〇区長さんからの同意書も出ております。用排水については、施設の排水等を利用するそうです。用水までの間に土間がありますが、そちらは今後歩道にするそうです。その敷地も買い取ってあるそうです。特に問題ないと思いますので、ご了承をお願いします。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、受付番号 2 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 2 番は、面積が 7,763 m<sup>2</sup>で、統合こども園敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、25 ページから 41 ページをご覧ください。以上の申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>次に、受付番号 2 番について、〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>では、報告させていただきます。譲受人は小矢部市、譲渡人は〇〇さんで、〇〇さんの後見人としてお母様の〇〇さんです。申請地は、位置図の 25 ページをご覧ください。〇〇の〇〇、〇〇、〇〇番地の 3 筆です。面積が 7,763 m<sup>2</sup>です。申請理由は先ほど言われました、こども課の〇〇と〇〇立会いの下、現地確認をして参りました。</p>

	<p>申請地は位置図の 25 ページをご覧ください。〇〇に隣接しております。松沢保育所、正得保育所、荒川保育所、若林保育所の老朽化が進んでいることや、非耐震化の問題が出ていたそうです。また、各保育所では3歳以上の入所児童の減少が問題になっており、集団生活の体験ができないということでした。一方で3歳未満の入所希望や一時預かりの希望が増加して、乳児保育室や保育士が不足するといった現状が続いているということで、これらのことを鑑みてこの4つの保育所を統合してこども園を造りたいということです。そこで、なぜこの用地が選ばれたかも確認して参りました。地震、地すべりや洪水などの自然災害が無いということ。送迎時の渋滞が緩和され、交通の安全が確保されるということ。そして、4地区の位置的にもバランスの良い場所であるということ。以上の理由でこの場所を選定されました。今回の申請地の田んぼの所は赤く塗ってあります。一部、〇〇の駐車場も入っています。黄色く塗られた部分です。そちらも今回こども園の敷地として利用するということでした。既存の道路に関しては県道の〇〇線から乗り入れ口を1ヶ所設置し、〇〇からも1ヶ所設けるということです。雨水排水は、既存の調整池に流すということ。田んぼも見てきましたが、特に問題はありませんでした。申請地の現状は田になっていますが、実際はハウス栽培をされており、ハウスが建っています。申請されてから耕作をやめられています。隣接耕作者や自治会長の同意書も出ています。地域の方に事前説明もされています。以上です。よろしくお願ひします。</p>
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
〇〇委員	ヘリコプターの格納庫はどこにありますか。
〇〇委員	位置図の赤く塗ってある所の斜め右側にあります。
〇〇委員	敷地とはまったく違う所ですね。
〇〇委員	違います。〇〇と書いてある上にヘリポートと書いてあります。
会長	ちなみに、児童数と駐車場の収容台数はどれくらいですか。

〇〇委員	児童数は210人から220人くらいです。駐車場は70台か80台くらいです。敷地は広いですが、収容人数から考えるとまだ足りないみたいです。駐車場は、道路から1m入った所に擁壁を建て、そこに土盛りをして造るそうです。
会長	他に無いようですので、次に、受付番号3番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受付番号3番は、面積が330㎡で、一般住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、42ページから45ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	次に、受付番号3番について、もう一度〇〇委員さんより調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	はい。位置図の44ページをご覧ください。こちらを見ながら説明いたします。譲受人は〇〇にお住まいの〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。親子関係で〇〇さんは次男になります。申請理由につきましては、所有権移転で一般住宅を建てたいということです。現在の勤務地である〇〇の方で住宅を建てようと思ったらしいですが、将来的に長男がこちらに帰ってくることは無いであろうということで、ご両親の面倒を看るということになったそうです。そういった理由からこちらに住宅を建てたいということで、今回申請することになりました。申請地は〇〇、面積は330㎡です。田んぼの横に用排水路等がありますが、水入りと水口が一緒になっており、水口の下に排水として暗渠が入っていますので、用排水をさわることはありません。雨水も勾配を利用して通常の排水に流して、下水は公共の下水を利用するということです。隣接者、耕作者と自治会会長の同意もあるということです。どうぞよろしく申し上げます。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。

会長	無いようですので、次に、受付番号4番について、説明をお願いいたします。
事務局	受付番号4番は、面積が785㎡で、資材置場敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、46ページから49ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	ありがとうございます。それでは受付番号4番について、○番の○○地区、○○委員さんより調査報告をお願いいたします。
○○委員	○○の○○です。よろしく申し上げます。本件は譲受人が○○の○○さんです。譲渡人は○○の○○さんです。申請地は○○、田で面積が785㎡です。位置図の46ページをご覧ください。当地区はご存じのとおり、圃場の整備事業が進んでいる所であります。この下の方に黄色い所○○が1ヶ所だけ離れています。こちらも圃場整備の対象ですが、現在は、○○さんの資材置場になっています。ここが1ヶ所だけ残ることによって、圃場整備事業が進まないの、こちらの赤く塗ってある所に○○さんの土地がありまして、そちらと交換をするという所有権移転に伴うものです。ただ、こちらの赤い所は市道の拡幅工事が進んでいますので、こちらの先の方を○○さんから○○さんに移転するということです。47ページの黄色い所、既存地と書いてありますが、実際はすでに○○さんの資材置場として使用されています。仕事がしやすいので、土盛りをして作業場としても使用したいということです。横の用排水を使って、このまま現状の状態で、できることも有利な点になっております。本来は交互に行いたいのですが、圃場整備と市道の拡幅が一致しなかったので、今回は○○さんの片側だけの移転となります。土改と、区長の同意書も出されています。圃場整備と拡幅工事をこの条件で進めたいそうです。よろしく申し上げます。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号5番について、よろしく願いいたします。



事務局	受付番号5番は、議案書の3ページをご覧ください。面積が305㎡で、中古車展示場敷地のため、転用を行おうとするものです。位置図については、50ページから52ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それではまた、〇〇委員さんより調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	続けて報告させていただきます。こちらは賃貸借権の設定です。借り手は〇〇の〇〇さんです。貸し手は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇の田で、面積は305㎡です。位置図の51ページをご覧ください。〇〇に〇〇さんの家が建っていましたが、これを壊して更地にした所の向かい側に田んぼが305㎡ありました。向かい側の黄色く塗ってある所に〇〇という中古車販売をしている方がおられます。こちらが〇〇さんです。敷地を広げるために、土盛りをして貸していただきたいということでもあります。道を挟んで反対側です。そちらに車を展示したいということです。隣は住宅地ですので、排水設備その他は必要ありません。そのまま使えます。調べたところ、ここを開発している〇〇さんの抵当権がついておりまして、仮登記中ということで、〇〇さんの承諾書もついておりますし、地区の区長の同意書も出ております。よろしく申し上げます。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
〇〇委員	ここは田んぼだったのですか。
〇〇委員	宅地の中に田んぼが一部残っていました。整地された所については、〇〇が契約を結んで、もう何台か車が並んでいます。今回の申請の所はまだ土盛りも何もしていない状態であります。
〇〇委員	この方はどこに住んでおられますか。
〇〇委員	今は〇〇に住んでおられます。
会長	他に無いようですので、次に、受付番号6番について、事務局よ

	り説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号6番は、面積が3,426㎡で、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、53ページから70ページをご覧ください。なお、受付番号6番については、議案第3号の「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」の受付番号1番と関連する申請となっております。すでに許可を得ている砂利採取の計画期間を延長し、併せて、採取面積を2筆追加するものです。位置図の53ページの青い部分が既存の部分で、オレンジの部分が今回追加された2筆の部分になります。位置図の最後の78ページがこの2筆の部分で赤で囲んだものです。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、○番の○○地区、○○委員さんより調査報告をお願いいたします。</p>
○○委員	<p>ご苦労様です。譲受人は○○さん、譲渡人は○○の○○さんです。申請地は○○さんが耕作されています。面積は3,426㎡です。目的は砂利採取です。この1月に、位置図の53ページの青い部分をかけた時に、皆さんにこの横の田んぼも○○さんの田んぼなので、隣の神社の同意がとれた時点で計画変更の申請ができると思いますと言っていたものです。同意については1月21日、宮の初寄合がありました。○○神社は○○、○○、○○、○○の4つの地区で持っている神社です。この初寄合で平成29年の決算報告等々を宮委員と各地区の自治会長が出て総会をした後、○○の方から説明があり、お宮さんの横5mは掘りません、道の淵は掘りますが、田んぼと田んぼの間は2mまで掘りますとのことで、同意を求められて、自治会長や宮委員全員が同意をしました。同意につきましては、その隣に○○さんの土地がありますので、○○さんの同意と、耕作者の○○さんの同意もいただいております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号7番について、説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>受付番号7番は、面積が79㎡で、農家分家住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、71ページから73ページをご覧ください。以上の申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区の〇〇委員より調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>まず譲受人が〇〇さんで現在は〇〇にお住まいです。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。〇〇さんは〇〇さんのお孫さんになります。今回は使用貸借権の設定で、分家住宅敷地です。位置図は72ページをご覧ください。〇〇は畑になっています。理由としましては、〇〇さんをご結婚をされて、奥様が妊娠されることも見込んで、それから将来的に親の介護もしたいということで、親の住宅の近くに新築を建てたいということです。その際に南側の道路に面している所から車の出入りをしたいということで、今回の申請になっております。使用貸借権の設定ですが、20年間の設定としたいということです。生活排水等は敷地内の公共下水道に流し、雨水についても既存の物を利用するということです。擁壁も設けて土砂の流出を防止します。また、隣接者や自治会長の同意も得ておりますので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号8番について、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号8番は、面積が200㎡で、一般住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、74ページから76ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより調査報告をお願いいたします。</p>

<p>〇〇委員</p>	<p>〇〇です。譲受人は〇〇の〇〇さんで、譲渡人が〇〇さんです。〇〇さんのお孫さんです。2、3年前にご結婚をされて、〇〇へ出られたそうですが、お子さんができたことで、〇〇に住宅を建てたいそうです。位置図の75ページをご覧ください。〇〇に〇〇さんの昭和初期に建てられたような納屋が建っていましたが、それを解体して孫の新築の家の敷地にし、それでも宅地として少し足りないのので〇〇を宅地として転用するため申請するとのことでした。ここは田ですが、水稻等の作付はされておらず、管理だけされているような所でした。用排水等は〇〇さんの田んぼ等に迷惑はかかっておりません。排水等も変わっていないので、問題はないと現地調査をして参りました。また、土改、区長さんからの同意も得ております。よろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので、一括して「異議なし」として議案第2号については「承認」としてよろしいですか。</p>
<p>全委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは「異議なし」として議案第2号については「承認」といたします。続いて、議案第3号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号の「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」ご説明いたします。4ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」の受付番号6番と関連するものです。位置図については、77ページ、78ページをご覧ください。関連して、53ページから70ページです。</p> <p>平成30年1月に砂利採取として譲受人〇〇が許可を得ていますが、計画期間を延長し、併せて採取地として議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」の受付番号6番の2筆を追加するものです。以上です。</p>

会長	<p>それでは、受付番号1番について、○番の○○地区、○○委員より調査報告をお願いします。</p>
○○委員	<p>先ほど申し上げました面積を含めるということで、この1月に申請したのは11,209㎡、これに3,426㎡を足して14,635㎡の面積にするという事と、期間については平成30年の2月1日から12ヶ月になっていましたが、31年の5月31日までの16ヶ月に期間を変更するという事です。位置図の78ページをご覧ください。上側、右側、下側に道路があります。下側の道路は2車線です。上側は4メートル道路で車のすれ違いができません。現在、大きな道の斜めの角の方に鉄板をあて、用水をまたぎダンプの出入口になっています。その道淵に6枚ほど工事中の看板を立てておりました。それから○○の田んぼの上の方に道を割って大きい土管を通して埋めて、そこにある排水へ地下水を流しています。現在申請書によると、採取率が30%ほどになっていましたが、実質的に見ると、今掘っているのは○○の宮側の境に杭を立て、そちら側へ半分ほど掘っている状態です。面積の変更と期間の変更届が出たということでよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第3号については「承認」といたします。続いて、議案第4号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案書6ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の利用権設定が9件で、面積が67,246㎡であり、新規が7件、更新が2件です。</p> <p>「3年以上6年未満」が1件で、面積が11,812㎡であり、更新が1件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」、及び「1年以上3年未満」はありません。</p> <p>申請の内容については7ページから8ページに記載のとおりです。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各</p>

	<p>要件を満たしていると考えております。</p> <p>また、前回の総会で、利用集積計画について、配分先の情報を確認できないかということご質問がありました。このことについて、県に確認したところ、「(案)として資料を配布することは差支えない」という回答を頂いたため、今回は別紙で参考資料としてご用意いたしました。記載の通り、管理番号44、45は「〇〇」さんへ。46は「〇〇」さんへ、47は「〇〇」さん、48は「〇〇」さん、49は「〇〇」さんに、それぞれ配分予定となっております。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>ひとつお聞きしてよろしいでしょうか。参考資料ですが、〇〇に〇〇地内から何枚か出ていますが、地元にはいらっしゃいますよね。すぐ近くに請負の方がいるのにどうしてこのような状況になったのでしょうか。近くに法人化した集落営農もありますし、人・農地プランとはあまりにも違いますので。</p>
〇〇委員	<p>個人的に思うことですが、地元の営農組合ができたということは、地元の農地を地元の者で農業をするということで、私達はやっていますが、その意味が欠けているような気がします。こういった申請が出た時には農林課の方でも、ある程度アドバイス等をしていただきたいと思います。強制はできないかもしれませんが、口頭で柔らかくアドバイスをしていただく等、何か良い方法はありませんか。</p>
事務局次長	<p>今回のこの件の確認も含めまして、今後、今言われたようなことに注意をして対応をしていきたいと思います。申し訳ございませんでした。</p>
〇〇委員	<p>今、〇〇さんがおっしゃったことはもっともだと思います。私は〇〇の方から出ていますので、これは〇〇の事案ですよね。多分この要件の契約の時には営農指導員なりに相談をされていると思います。農協の営農指導員の方にも、否定はできませんが、極力、地区のものは地区内で守るといふ形の進め方をして下さいと、また指導をしていきますので、今回のことについてはご容赦いただきたいと思います。</p>

事務局次長	<p>〇〇委員さんの言われる通りだと思います。人・農地プランの中で昨年度一通り地域を守っていただいた中で、地域の農業を地域の農業者でということも踏まえて、人・農地プランの周知も含めて行われてきました。今年度も人・農地プランを進めていきたいと思っておりますので、また農業委員さんの意見として踏まえて対応していきたいと思っています。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>よろしくをお願いします。</p>
〇〇委員	<p>親戚関係とかもあるので、あんまり強く言えないのですが、できるだけ農林課の方で指導等をお願いします。私なりに指導員にある程度話はしていましたが、もう書類に押印してあったので、どうにもならないと思いました。</p>
事務局次長	<p>まず、農業委員会に相談に来られた時にでも。営農指導員さんと意見のやり取りもしていますが、人・農地プランの根本に基づいて対応していくということで、個別の案件もあると思いますが、それ以外のことであれば、しっかりと対応していきたいと思っています。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、「異議なし」として、議案第4号については「承認」としてよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第4号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明していただきます。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出</li> <li>2) 業務報告・予定</li> <li>3) 平成30年度農業委員会予算</li> <li>4) 平成29年度年間業務報告</li> </ol>

	<p>5) 平成29年度月別許可申請件数</p> <p>6) その他連絡事項（委員報酬の支払いについて）</p>
会長	ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
〇〇委員	座談会に出席した場合はどこにチェックすればいいですか。
事務局	座談会につきましては、第6条の第2項の業務、担い手の農地の集積集約化の①に記入してください。
〇〇委員	今年度は市会議員等の選挙があります。私は地域から推薦ということで選ばれていますが、その選挙運動に対して、農業委員としての活動に規制等かかるものでしょうか。
事務局次長	勉強不足で申し訳ございません。必ず確認をしてご報告させていただきたいと思います。
会長	<p>よろしく申し上げます。他に無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を職務代理より申し上げます。</p>
職務代理	皆さん、大変詳しく調査報告していただきありがとうございました。本日は審議議案もたくさんありまして、いつもの倍以上あったような気がします。先ほど言われましたが、気象条件があまり良くないので、これからの農作業にも影響があるかと思います。まず、農業委員では農業に関わる者がほとんどですから、機械の事故などが無いよう気をつけていただき、また5月の総会にご出席していただきたいと思います。本日はご苦労様でした。
	—4月総会終了—



上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

平成 30 年 4 月 9 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 18 番 杉 森 清 弘

19 番 吉 江 秀 一